

義務付け・枠付けの見直しに係る広島県の独自基準一覧

区分	制定基準	具体的な国の基準	本県の条例で定める基準	基準設定の考え方	対象施設等	基準設定の具体的な検証方法等	
1	児童福祉法に基づく児童福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例【新設】	従うべき基準	(面積) 1 保育所の乳児室の面積は、一人につき1.65平方メートル以上であること。 2 保育所のほふく室の面積は、一人につき3.3平方メートル以上であること。等	(面積) 国の基準どおり。ただし、次の基準を県独自に設定する。 【県独自基準】 乳児室の面積は3.3㎡以上。(国基準は1.65㎡以上だが、ほふく室の国基準と同設定)	【県独自基準設定の考え方】 ほふくを始めた乳児(1歳児未満)にも適切な面積確保が図られるよう、乳児室の基準面積をあらかじめ3.3㎡以上とするという県の独自基準を設定。 ※経過措置として、条例の施行の際に現存する保育所については、なお従前の例によることのできる規定を設置	1 保育所:320箇所 2 児童厚生施設(児童館・児童遊園):40箇所 3 児童家庭支援センター:1施設	1 各市町(広島市及び福山市を除く。)、関係団体(広島県保育連盟連合会・児童館協議会、児童家庭センター)に対する意見照会 2 パブリックコメント(平成23年12月20日～1月10日)の実施 3 社会福祉審議会(平成23年12月9日開催)における審議 ⇒各基準について、本県の実情等に適合していると判断
2	老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例【新設】	参酌すべき基準	(居室の定員) 居室の定員は1人とする。等	(居室の定員) 国の基準どおり。ただし、次の基準を県独自に設定する。 【県独自基準】 居室の定員は上限4名。(原則1名)(国基準は1名)	【県独自基準設定の考え方】 個室での生活になじまない方や利用料に対する経済的負担等の観点から、多様なニーズに応えるためには、選択肢を複数残しておくことが適切であるとの考え方から、県の独自基準を設定。	特別養護老人ホーム:107施設	1 関係団体(広島県老人福祉施設連盟)に対する意見照会。 2 パブリックコメント(平成23年12月20日～平成24年1月10日)の実施。 3 社会福祉審議会(平成23年12月7日開催)における審議。 ⇒各基準について、本県の実情等に適合していると判断
3	介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例【新設】	参酌すべき基準	(居室の定員) 居室の定員は1人とする。等	(居室の定員) 国の基準どおり。ただし、次の基準を県独自に設定する。 【県独自基準】 居室の定員は上限4名。(原則1名)(国基準は1名)	【県独自基準設定の考え方】 個室での生活になじまない方や利用料に対する経済的負担等の観点から、多様なニーズに応えるためには、選択肢を複数残しておくことが適切であるとの考え方から、県の独自基準を設定。	指定介護老人福祉施設:94事業所	1 全市町、関係団体(広島県老人保健施設協議会、広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会外計13団体)に対する意見照会。 2 パブリックコメント(平成23年12月20日～平成24年1月10日)の実施。 3 社会福祉審議会(平成23年12月7日開催)における審議。 ⇒各基準について、本県の実情等に適合していると判断
4	介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例【新設】	参酌すべき基準	(入退所の基準) 居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。等	(入退所の基準) 国の基準どおり。ただし、次の基準を県独自に設定する。 【県独自基準】 入退所時の情報提供先に「地域包括支援センター」を追加。	【県独自基準設定の考え方】 今後、地域ケアの中核的な役割を果たす地域包括支援センターとの連携強化を図る必要が高くなると考えられることから、県独自基準を設定。	介護老人保健施設:61施設	1 全市町、関係団体(広島県老人保健施設協議会、広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会外計13団体)に対する意見照会。 2 パブリックコメント(平成23年12月20日～平成24年1月10日)の実施。 3 社会福祉審議会(平成23年12月7日開催)における審議。 ⇒各基準について、本県の実情等に適合していると判断

義務付け・枠付けの見直しに係る広島県の独自基準一覧

区分	制定基準	具体的な国の基準	本県の条例で定める基準	基準設定の考え方	対象施設等	基準設定の具体的な検証方法等	
5	介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例【改正】	参酌すべき基準	<p>〔設備の基準〕 ○介護老人保健施設の建物(入所者の療養生活のために使用しない付属の建物を除く。)は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。 ・療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。等</p>	<p>国の基準どおり。ただし、次の基準を県独自に設定する。</p> <p>【県独自基準】 介護老人保健施設の準耐火基準における地階への設置除外施設として、「療養室」等に「静養室」を追加</p>	<p>【県独自基準設定の考え方】 多くの介護老人保健施設を行う事業所において「静養室」が整備されている現状を勘案し、「静養室」についても安全性を確保すべきであると考えられることから、県独自基準を設定。</p>	<p>介護老人保健施設 :66事業所</p>	<p>1 全市町、関係団体(広島県老人保健施設協議会、広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会外 計13団体)に対する意見照会</p> <p>2 パブリックコメント(平成24年7月24日～8月7日)の実施</p> <p>3 社会福祉審議会(平成24年7月9日開催)における審議 ⇒各基準について、本県の実情等に適合していると判断</p>
6	介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例【新設】	参酌すべき基準	<p>〔訪問介護〕 〔設備の基準〕 ○指定訪問介護事業所は、指定訪問介護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 〔短期入所生活介護〕 ○指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない付属の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。 ・居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所を2階及び地階のいずれにも設けられていないこと。等</p>	<p>国の基準どおり。ただし、次の基準を県独自に設定する。</p> <p>【県独自基準】 指定居宅介護サービス(短期入所生活介護)を行う事業所の準耐火基準における地階への設置除外施設として、「居室」「静養室」「ユニット」を追加</p>	<p>【県独自基準設定の考え方】 指定居宅介護サービス(短期入所生活介護)を行う事業所において、「居室」「静養室」「ユニット」について安全性を確保すべきであると考えられることから、県独自基準を設定。</p>	<p>指定居宅サービス事業所 :1,396事業所</p>	<p>1 全市町、関係団体(広島県老人保健施設協議会、広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会外 計13団体)に対する意見照会</p> <p>2 パブリックコメント(平成24年7月24日～8月7日)の実施</p> <p>3 社会福祉審議会(平成24年7月9日開催)における審議 ⇒各基準について、本県の実情等に適合していると判断</p>
7	介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例【新設】	参酌すべき基準	<p>〔介護予防訪問介護〕 〔設備の基準〕 ○指定介護予防訪問介護事業所は、指定介護予防訪問介護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 〔介護予防短期入所生活介護〕 ○指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。 ・居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所を2階及び地階のいずれにも設けられていないこと。等</p>	<p>国の基準どおり。ただし、次の基準を県独自に設定する。</p> <p>【県独自基準】 指定介護予防サービス(介護予防短期入所生活介護)を行う事業所の準耐火基準における地階への設置除外施設として、「居室」「静養室」「ユニット」を追加</p>	<p>【県独自基準設定の考え方】 指定介護予防サービス(介護予防短期入所生活介護)を行う事業所において、「居室」「静養室」「ユニット」について安全性を確保すべきであると考えられることから、県独自基準を設定。</p>	<p>指定介護予防サービス事業所 :1,346事業所</p>	<p>1 全市町、関係団体(広島県老人保健施設協議会、広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会外 計13団体)に対する意見照会</p> <p>2 パブリックコメント(平成24年7月24日～8月7日)の実施</p> <p>3 社会福祉審議会(平成24年7月9日開催)における審議 ⇒各基準について、本県の実情等に適合していると判断</p>

義務付け・枠付けの見直しに係る広島県の独自基準一覧

区分	制定基準	具体的な国の基準	本県の条例で定める基準	基準設定の考え方	対象施設等	基準設定の具体的な検証方法等	
8	社会福祉法に基づく 婦人保護施設の設備 及び運営に関する基準 を定める条例 【新設】	参酌すべき 基準	(設備の基準) 1 静養室、相談室、食堂等を設けること。 2 各設備(相談室、医務室等)に求められる基準など。	(設備の基準) 国の基準のとおり。 【県独自基準】 (秘密保持に関すること) 入所者の個人情報等を適正に取り扱うため、施設職員について、入所者の秘密漏洩の禁止義務を追加する。	【県独自基準設定の考え方】 国は秘密保持は当然のこととして明文化していないが、婦人保護施設は、DV被害者なども入居する施設で、秘密保持は重要であり、明文化すべきであるとの考え方から、県独自基準を設定。	婦人保護施設 :1施設	1 関係施設(呉慈愛寮)に対する意見照会 2 パブリックコメント(平成24年5月11日～5月25日)の実施 3 社会福祉審議会(平成24年4月26日意見照会)における審議 ⇒各基準について、本県の実情等に適合していると判断
9	広島県県営住宅設置 及び管理条例の一部 を改正する条例 【改正】	—	(入居者資格) 公営住宅に入居できる者の条件のうち、同居親族要件を廃止。	(入居者資格) 同居親族があることを引き続き入居者資格とする。	(入居者資格) 1 県営住宅の募集倍率が平均5.6倍と高く、単身者向け世帯の募集倍率も同等程度に高くなっている。 2 また、老人、障害者等の裁量階層者に対し、既に単身世帯での入居資格を認めている。 3 こうした状況を踏まると、同居親族要件を廃止すると、公的援助の必要性の高い同居親族を有する世帯の入居が結果として困難になる可能性が高くなるため。	県営住宅 :115団地	広島県県営住宅管理審議会(平成23年10月17日開催)における審議 ⇒入居者資格について、本県の実情等に適合していると判断
10	広島県県営住宅設置 及び管理条例の一部 を改正する条例 【改正】	参酌すべき 基準	(入居収入基準) 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案して条例で金額を定める場合の金額は25万9千円以下とする。 低所得者の居住の安定を図るためとして、上記金額以下で条例で定める場合の金額は15万8千円以下とする。	(特に居住の安定を図るべき者の入居収入基準) 21万4千円以下とする(参酌基準なし)。 (一般世帯の入居収入基準) 国の基準とおり	(特に居住の安定を図るべき者の入居収入基準) 従前国が定めていた21万4千円(平均的な共同住宅を購入できる収入相当額)を変更する地域特性や特段の個別事情が見受けられない。 (一般世帯の入居収入基準) 現状において国が示した基準と異なる基準を定める地域特性や特段の個別事情が見受けられない。		広島県県営住宅管理審議会(平成23年10月17日開催)における審議 ⇒収入基準について、本県の実情等に適合していると判断
11	道路法に基づく道路 の構造の技術的基準 等を定める条例 【新設】	参酌すべき 基準	(車線) 車線の幅員は、道路の区分に応じ定める。 (待避所) 待避所の長さは20m以上とすること。	(車線) 国の基準のとおり (待避所) 待避所の設置延長において、10メートルまでの縮小規定を設定。	(車線) 現状において国が示した基準と異なる基準を定める地域特性や特段の個別事情が見受けられない。 (待避所) 大型車の交通が少ない道路においては、現行の規定値ほどの必要性がないため、待避所の縮小規定を設けた。	県管理の県道 :316路線	1 広島県職員(土木技術職員)及び関係建設コンサルタントに対する意見照会 2 県庁内部の道路関係課並びに関係団体(広島高速道路公社・広島県道路公社)による検討会(平成23年11月29日開催)において審議 ⇒各基準について、本県の実情等に適合していると判断

義務付け・枠付けの見直しに係る広島県の独自基準一覧

区分	制定基準	具体的な国の基準	本県の条例で定める基準	基準設定の考え方	対象施設等	基準設定の具体的な検証方法等
12	道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例【改正】	参酌すべき基準	<p>(寸法) 道路標識(案内標識及び警戒標識並びにこれらに付置される補助標識)の表示板の寸法。</p> <p>(文字等の大きさ等) 道路標識(案内標識及び警戒標識並びにこれらに付置される補助標識)の文字等の大きさ。等</p>	<p>(寸法) 国の基準のとおり。</p> <p>(文字等の大きさ等) 安全かつ円滑な交通に支障がない場合に限り、文字の大きさについて、幅もしくは高さの一方のみを0.8倍まで縮小することができる規定を設定。</p>	<p>(寸法) 現状において国が示した基準と異なる基準を定める地域特性や特段の個別事情が見受けられない。</p> <p>(文字等の大きさ等) これまでの市町村合併に伴い、表示地名数が多くなり、表示板の寸法が過大となっていることから、視認性を損なわない程度とする縮小規定を設けた。</p>	<p>県管理の県道 :316道路</p> <p>1 広島県職員(土木技術職員)及び関係建設コンサルタントに対する意見照会</p> <p>2 県庁内部の道路関係課並びに関係団体(広島高速道路公社・広島県道路公社)による検討会(平成23年11月29日開催)において審議</p> <p>⇒各基準について、本県の実情等に適合していると判断</p>